

平成10年11/25
(1998年)

No.1085

発行:東京都豊島区

編集:企画部広報課

〒170-8422 豊島区東池袋1-18-1

☎ 3981-1111

〈毎月5・15・25日発行〉

世界人権宣言 採択50周年

人類社会のすべての成員が固有の自由と権利を享受することなくしては、平和な世界を築くことは不可能である。世界には自由、平等、平和の願いが込められて、人権の保護と促進が、人類の最も重要な使命として定められた。人権は、人類の尊厳と価値の基盤であり、平和と発展の基盤である。人権は、人類の共通の財産であり、すべての人々が享受し得るべきものである。人権は、人類の共通の責任であり、すべての人々が守るべきものである。人権は、人類の共通の理想であり、すべての人々が追求すべきものである。人権は、人類の共通の未来であり、すべての人々が築くべきものである。



1998年は、世界人権宣言採択50周年に当たります。
人権デー/12月10日 人権週間/12月4日～10日

(財)人権教育啓発推進センター

みんなの人権 みんなで守ろう

12月は世界人権宣言50周年・ 人権擁護委員制度50周年記念月間

1948年12月10日、国際連合は、第3回総会で世界における自由、平和の実現への願いをこめ、「世界人権宣言」を採択しました。国連ではこの日を記念して、12月10日を「人権デー」と定めています。我が国においても、毎年12月4日から10日までの1週間を「人権週間」と定め、人権意識の普及・高揚を図るため、様々なイベントや啓発活動を行ってきました。本年は世界人権宣言50周年と人権擁護委員制度50周年に当たる記念すべき年として、12月が記念月間とされました。

21世紀は人権の世紀といわれるように、人権尊重の精神が、社会生活においてますます重みを増すことになると思われます。この機会に、家庭、職場、学校、地域の中などで、人権について考え、話し合ってみてはいかがでしょうか(4・5面に人権特集掲載)

●詳細…企画課 ☎ 3981-4201

人権擁護委員へ ご相談ください

これは人権問題ではないかと感じたり、困りごと、心配ごとがありましたら、人権擁護委員にご相談ください。

豊島区には、区長から推薦された11名の人権擁護委員がいます。人権擁護委員は、国民の基本的な人権を擁護し、見守る、民間人による人権の番人です。相談は無料で、秘密は守られます。また、毎月第2・4木曜日の午後1時～4時に、区民センターで「人権身の上相談」を行っています。●お問い合わせ: 区民センター ☎ 398 4・7601

氏名	住所	電話番号
久保田 昭夫	池袋1-10-3	☎ 3580-5311
川 島 仟太郎	長崎1-22-1	☎ 3983-4090
遠 藤 俊幸	池袋本町2-2-11	☎ 3984-1661
佐 藤 裕	雑司が谷1-31-4	☎ 3814-6009
※ 舟久保 美智子	池袋本町1-16-19	☎ 3982-5724
久 保 雄作	巣鴨1-9-4	☎ 3946-1331
坂 本 勇	目黒4-19-21	☎ 3953-5326
白 石 信彦	池袋本町4-14-7	☎ 3985-0898
三 上 満	千早3-32-6	☎ 3959-3008
大 熊 良幸	東池袋1-32-3	☎ 3986-0020
坂 元 壽郎	西巣鴨1-2-27	☎ 3910-7160

※は、子どもの人権専門委員。

視聴覚資料の貸出し

同和問題を中心とした人権に関する啓発用のビデオおよび16ミリフィルムを貸出ししています。研修・勉強会など幅広くご利用ください。

世界人権宣言50周年記念ビデオを制作しました

世界人権宣言50周年を記念して、東京都および都内区市町村の共催により、人権問題に関するビデオを制作しました。豊島区役所本庁舎ロビーで12月7・18日(土・日を除く)放映するほか、行政情報公開コーナーと中央図書館で貸出しします。

- ◆タイトル:「みんなが守る人権宣言50周年」8人からのメッセージ、※タイトルは、童謡詩人金子みすゞ氏の作品「わたしと小鳥とすずと」から引用されたものです。
- ◆時間: 約30分
◆出演者: ①国連人権高等弁務官
- ②メアリー・ロビンソン氏
③日本ユニセフ協会大使 アグネス・チャン氏
④長野パラスピックス アイ スレッジ金メダリスト 土田和歌子氏
⑤東京HIV訴訟原告 川田龍平氏
⑥落語家(人権落語) 露の新治氏
⑦アムネスティ・インターナショナル日本支部長 イーデス・ハンソン氏
⑧作家 落合恵子氏
⑨青島幸男東京都知事
- ◆問い合わせ: 企画課 ☎ 398 1・4201

「講演と映画の集い」の開催

12月2日(水) 午後1時30分～4時30分(開場30分前)「アミュータチカ」立川市市民会館(立川市錦町3の3の20 JR中央線立川駅徒歩15分または南武線西国立駅徒歩5分)

◆内容: 映画「残照」の中で、講演・講師・松島トモ子氏・費用 012・528・4306

①無料・共催: 東京法務局、東京都、東京都人権擁護委員連合会、立川市・問い合わせ: 東京法務局人権擁護部 ☎ 3214・6231
②東京法務局人権擁護部 ☎ 3214・6231
③総務局人権部 ☎ 3388・2588、立川市総務部総務課 ☎ 012・528・4306

東京法務局等の人権相談案内

親子、夫婦、扶養、相続、借地、借家、名義、信用、差別、私的制裁、いじめ、体罰などの人権問題の相談に応じています。

相談は無料で、秘密は固く守られます

常設相談所	毎週月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 相談時間: 午前10時～午後4時 東京法務局人権擁護部 ☎ 3214-6231 西區2422 同八王子支局 ☎ 0426-22-9251
外国人のための人権相談所	毎週火・木曜日 英語・独語の通訳 毎週月曜日 中国語の通訳 相談時間: 午後1時30分～3時30分 東京法務局人権擁護部 ☎ 3214-6231 西區2422
子どもの人権110番	毎週月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 相談時間: 午前10時～午後4時 ☎ 3214-0424 いじめなどの相談に子どもの人権専門委員等が応じています。

東京法務局 千代田区大手町1-3-3
大手町合同庁舎第3号館6階
東京都人権擁護委員連合会 ☎ 3214-6231 西區2422

住民税・国民健康保険料・国民年金「日曜相談のご案内」

平日に区役所へ行かれない方のために、納付と相談のための窓口を開設します

12月13日(日) 午前10時～午後4時
区役所本庁舎1・2階

住民税納付相談

1階 税務課16番窓口
住民税(特別区民税・都民税)および軽自動車税の納付ができます。また、様々な事情で住民税を一度に納付することが困難な場合には分割による納付のご相談にも応じます。
当日は、印鑑と通知書をご持参ください。

国民健康保険料・相談

2階 国民健康保険課
皆さんの納める保険料は、国民健康保険事業を支える大切な財源です。皆さんが病気やけがをしたときの医療費を賄うものですので、納期限を守り、納め

国民年金相談

2階 国民年金課
国民年金についてわからないこと、詳しく知りたいことがありましたらお気軽にご相談ください。平成10年度分保険料の納付も取り扱います。なお、相談内容によっては、届書が必要な場合もありますので、必ず印鑑をご持参ください。

身体障害者・精神薄弱者相談員制度

12月31日(日)は障害者週間です

身体障害者や精神薄弱者の生活の問題や、制度について相談を受ける相談員制度があります。

身体障害者相談員

東京都知事から委嘱された民間の協力者で、同じ障害者の立場から身体障害者の更生・援助に関する相談に応じています。

精神薄弱者相談員

東京都知事から委嘱された民間の協力者で、同じ精神薄弱者の立場から精神薄弱者の更生・援助に関する相談に応じています。

介護保険制度

Q. 介護保険とは?

Q. 介護保険とはどのようなサービスが受けられますか?
A. 介護保険の対象となるサービスは、大きく分けて在宅サービスと施設サービスがあります。これらは全国一律に実施が予定されています。

Q. 在宅サービスとはどのようなサービスですか?
A. 次の12種類です。

- ①訪問介護(ホームヘルプサービス)
- ②訪問入浴介護(訪問入浴サービス)
- ③訪問看護(訪問看護ステーション等)
- ④訪問リハビリテーション
- ⑤通所介護(デイサービス)
- ⑥通所リハビリテーション
- ⑦福祉用具貸与
- ⑧居宅療養管理指導(医師等の療養上の管理・指導)
- ⑨短期入所生活介護(福祉施設のショートステイ)
- ⑩短期入所療養介護(医療施設のショートステイ)
- ⑪短期入所介護(医療施設のショートステイ)
- ⑫短期入所介護(老人保健施設)

Q. 施設サービスとは何ですか?

A. 次の3種類の施設で行うサービスです。
①介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
②介護療養型医療施設(療養型病床群・老人性痴呆等疾患療養棟・介護強化病院)
③介護老人保健施設(老人保健施設)



お知らせ

豊島区役所 ☎3981-1111

福祉

入院資金のご案内

入院したときにかかる費用の支払いが困難な方に入院資金の貸付けを行っています。
◆申込資格: 次のいずれにも該当する方①収入が区で定めた基準以下である②世帯主である

生業資金のご案内

個人事業主の方に、店舗・作業場の改装費用、器具購入などの事業資金(人件費等の運転資金を除く)の貸付けを行っています。
◆貸付限度額: 220万円まで
返済方法: 6か月の据置期間を設け、6か月以内(66回返済)に返済する。返済利率: 年1.5%(据置期間は無利子)※連帯保証人が必要です

保険・年金

外国籍の方にも国民年金に加入しよう

外国籍の方も、日本国内に住所があれば国民年金に加入することになります。

国民年金は20歳以上60歳未満の方で、厚生年金や共済組合に加入していない方が加入します。これらの年金の納付または免除期間が合計25年以上あると、将来、老齢基礎年金が受けられます。また、障害・遺族等の年金も、一定の納付要件があれば受けられます。

国民年金の保険料は月額1万3千300円です(平成10年度)。保険料を納めるのが困難な場合は免除の基準をお問い合わせください。

国民年金や厚生年金を6か月以上納めて、いずれの年金も受けないで帰国した場合は「脱退一時金」が支給されます。厚生年金や共済組合の加入者に扶養されている妻(または夫)は、国民年金第3号被保険者の届出を提出すると、保険料を納める必要がありません。

夫(妻)は、国民年金第3号被保険者の届出を提出すると、保険料を納める必要がありません。◆詳細: 適用係 ☎3981-1194

国民年金保険料を納めるのが困難なときは免除の相談を

個人で保険料を納める第1号被保険者(自営業者や学生など)で、保険料の支払いが困難な方については、申請により保険料の支払いが免除される「保険料免除制度」があります。保険料の免除が認められれば、免除された期間は年金を受け取るための資格期間として計算されます。免除された期間の年金額は、納めた場合の3分の1となります。また10年以内であれば、あとから保険料を納めることができる追納制度もあります。ぜひご相談ください。

◆詳細: 保険料係 ☎3981-1196

子ども

赤ちゃんの食事講習会

赤ちゃんの成長にあわせた離乳食の進め方・作り方などのお話しと試食(初めての方優先・予約制)。
12月7日(月) 午後1時30分から
池袋保健所3階栄養室◆費用: 無料◆申込み・詳細: 当保健所栄養士 ☎3987-4171 ※次回は1月開催予定。



新設「豊島区児童手当」

◆対象: 次の①～③のすべてに該当する保護者の方①昭和55年4月2日以後に生まれた児童を3人以上養育している②第3子(死亡した児童を除く)以降で3歳以上7歳未満の児童を養育している③所得が右下表の制限額以下である

所得制限額

扶養人数	所得金額
3人	2,509,000円
4人	2,809,000円
5人	3,109,000円

以降、一人増すごとに30万円加算。この表には、社会保険料控除額8万円を一律に加算してあります。

乳幼児医療費助成のご案内

保険診療の自己負担分を助成します。

◆対象: 左表のとおり。
3歳以上の幼児への助成には、保護者の所得制限があります。医療証の交付申請に必要な書類等は事前に当係までお問い合わせください。①資格取得日: 出生から14日以内の申請は出生日②転入から14日以内の申請は転入日③その他は申請日から

◆詳細: 児童給付係 ☎2716, 2743

医療証	①医療証	②医療証	豊島区乳幼児医療証
取扱医療機関	東京都内	区内契約医療機関	区内契約医療機関
対象年齢	4歳未満	4歳以上就学前	4歳以上就学前
保護者所得制限	3歳未満…なし 3歳以上…あり	あり	あり

子どもの発達全般に関する相談をお受けします

子どもの成長に伴う不安や心配ごと、悩みなどの相談に応じています。言葉が遅い、落ち着きがない、呼んでも応えない、友達とうまく遊べない、子育てに自信がない、子どもの気持ち



落葉の清掃にご協力ください

落葉の季節です。区では、歩行者や車のスリップ事故の防止と雨水の流路確保のため、特にこの時期に道路清掃の回数を増やし、落葉対策と街路美化に取り組んでいます。

しかし、行政の力だけでは限界があります。道路は、区民の皆さんの庭とも言えます。身近な道路に落葉がたまっていましたら、清掃のご協力をお願いします。

◆詳細: 街路美化係 ☎2934

フリーマーケットを開催します

毎日の生活に役立つ掘り出し物が見つかるかもしれません。お誘い合わせのうえご来場ください(出店の申込みは終了しました)。
11月29日(日) 午前10時30分～午後1時30分 雑司が谷体育館 ※スリッパ、買い物袋等をご持参ください。駐車場が狭いためフリーマーケット来場者の駐車は禁止します◆詳細: リサイクル事業課 ☎2493

としまテレビ制作番組

としまテレビCATV●5チャンネル●

特長としま

としまコミュニティまつり「カラオケ大会」、豊島区文化祭「器楽演奏会」ほか

商店街紹介としまでお買物

長崎十字会、南池袋パーク商店街ほか

区内町会からのお知らせ&としま〜ニュース&としま〜

豊島区制作番組

「こちら豊島区役所です！」

毎日午前9時、午後0時30分・8時30分（1日3回30分放送）

◇詳細…映像広報主査☎3981-4170

〈12月1日全区域開局記念〉

・としま区スペシャル（1〜31日放送）

「つくろう！みんなの庭〜としま・地域のまちづくり〜」

区内には地域の皆さんの力で、活き活きとしているみどりや広場があります。番組では、地域ぐるみで活動する皆さんの姿をご紹介しますながら、これからのまちづくりを考えます。

・区政レポート

（1〜14日放送）「あなたが主演 みんなで手をつなごう〜すみやすいまちづくりのために〜」長崎保健所から

（15〜31日放送）「新たな取り組み 豊島区の生ごみリサイクル〜生ごみは生まれ変わります〜」リサイクル計画課から

・番組案内&ミニニュース&ひとこと情報&暮らしのいんふおめーしょん

12月 保健所カレンダー		
予約制の事業は、随時受け付けているため定員に達していることがありますのでご了承ください。 ※（ ）は受付時間		
事業名	池袋保健所☎3987-4171	長崎保健所☎3957-1191
乳児健康診査（4カ月児）	1・15日（火） （1：00〜2：00）	8日（火） （1：30〜2：30）
ツベルクリン反応検査 （4歳未満の方）	3・17日（木） （1：00〜2：00）	10日（木） （1：30〜2：30）
結核予防接種（BCG） （4歳未満の方）	4・11日（金） （9：00〜10：00）	10日（木） （9：00〜10：00）
1歳6カ月児健康診査	8日（火） （1：00〜2：00）	17日（木）（1：00〜2：00）
療育相談	18日（金） 予約制 （9：00〜10：00）	—
歯科衛生相談 （4歳未満の方）	3・10・17日（木） （9：00〜10：30）	1・8・15・22日（火） （9：00〜10：30）
一般健康相談 （健康診断日）	個人16日（火） 予約制 中小企業健診は予約制	7日（月）企業のみ14日（月） （9：00〜10：30） 予約制
一般健康相談 （健診結果・診断書交付）	個人21日（火） 予約制 中小企業は2週間後の月曜日 以降も（9：00〜10：30）	健診の翌週月曜日 （9：00〜10：30）
成人歯科相談	—	16日（火） （1：30〜2：30）
精神保健福祉相談	—	11日（金） 予約制 （1：30〜2：30）
機能訓練	11日（金） （1：00〜）	18日（金） （1：00〜3：30）
母親学級	4・11・18日（金） （1：00〜3：30） 予約制	—
健康体操教室	7・14日（月） （10：00〜11：30）	7・14・21日（月） 登録制 （10：00〜11：30）
酒害相談	10・24日（木）（1：30〜） （事前にご相談ください）	—
高齢者こころの相談	—	1日（火）（10：00〜12：00） 予約制
胃がん検診	—	16日（火）、24日（火） （9：15〜） 予約制
タイケア	田沼火・水・金曜日 （事前にご相談ください）	田沼月・水・木曜日 （事前にご相談ください）
エイズ電話相談	9：00〜正午、1：00〜5：00	

母子健康相談 12月の日程		
池袋保健所担当	1日（火）	東横第一児童館
	8日（火）	南大塚児童館
	10日（木）	池袋本町児童館
	15日（金）	高田児童館
	18日（金）	池袋第一児童館
長崎保健所担当	21日（月）	西池袋児童館
	2日（水）	要町第一児童館
	3日（木）	南長崎第二児童館
	7日（月）	南長崎第二ことぶきの家
	16日（水）	要町第二児童館
	17日（木）	高松児童館
	21日（月）	長崎保健所

無料住民健診（予約制）

生活習慣病（成人病）予防のため、年1回の健診であなたの健康状態を知っておきましょう。

また結核の早期発見のためにも、受診の機会が少ない主婦や自営業の方、ぜひお受けください。

なお、すべて予約制になっていますので、電話等で必ず健診日を予約してください。

また、車いす等の障害者の方で自分でも来所可能な方も受診できますので、予約の際、お申し出ください。

◇日程等：右下表のとおり◇

対象：15歳以上の区民の方◇

健診内容：身体計測、血圧測定、尿検査、血液検査、胸部エックス線（その他、必要に応じて心電図、眼底検査）◇結果説明・保健指導・栄養指導・翌週の指定された日に行います◇

注意事項：健診結果についての診断書等の発行はできません（受験や就職等で診断書が必要な方は、は有料）

◇相談日時：右下表のとおり（当日直接会場へ）◇費用：無料※ただし、一部の検査については有料。

住民健診、節日年齢健康診査、高齢者健康診査で指摘を受けた方、健康管理やウエイトコントロールに不安を感じている方を対象に、生活習慣病（成人病）相談を実施しています。検査データの意味や薬の飲み方なども医師、保健師、栄養士が相談に応じます。

◇相談日時：右下表のとおり（当日直接会場へ）◇費用：無料※ただし、一部の検査については有料。

生活習慣病（成人病）相談

（予約不要）

健診の結果、血圧が高い、コレステロール値が高い等から食事や、特に注意を受けてはいないが日常の生活で不安や疑問をもっている方に個別に栄養相談を行っています。

◇相談日時：右下表のとおり

◇申込み：各保健所栄養士へ

成人歯科相談（予約不要）

「歯ぐきから出血する」「歯がグラグラする」など、お口の中の悩みはありませんか？ぜひ、この機会に歯科検診を受けましょう。

あなたのストレス度をチェックしてみましょう

☐ 眠れないで朝早く目が覚めてしまうようになった

☐ 食事が進まず、味がないと感じる

☐ 体重が減ってきている

☐ 性的な関心がなくなった

☐ 身体がだるく、疲れやすい

☐ 頭痛や腰痛にいつも悩まされている

☐ 首すじや肩が凝ってしきりに痛い

☐ 息が詰まって胸が苦しくなることがある

☐ 朝と夕方では気分が違ってたりする

☐ 最近、気分が沈んで気が重くなることが多い

☐ 以前と比べてやる気がでない

☐ いらいらしてじっとしてられない

☐ 最近、物事を決断するのが困難である

☐ 他の人に申し訳ないと思うことがよくある

☐ 自分の人生はつまらないものだと感じる

以上の項目に10個以上当てはまる方はかなりストレスが蓄積されてきています。そろそろ、こころと身体を休ませてあげる時期かもしれません。特に12個以上当てはまる方は一人で悩まず、ぜひ身近な「こころの専門家」に相談することをお勧めします。

池袋保健所

東池袋1-39-2 ☎3987-4171
（新）東池袋1-20-9 ☎3987-4172-4

長崎保健所

長崎3-6-24 ☎3957-1191

住民健診日程表		12月	1月	2月	3月
池袋保健所	午後1時〜2時30分	9日（水）	13日（水） 27日（水）	10日（水） 24日（水）	10日（水）
	午後1時30分〜2時30分	16日（水）	20日（水）	17日（水）	5日（金）
長崎保健所		—	—	—	—

生活習慣病（成人病）相談・栄養相談日程表		12月	1月	2月	3月
池袋保健所	生活習慣病（成人病）相談	午後1時〜2時30分	16日（水）	20日（水）	3日（水） 17日（水）
	栄養相談	午後1時30分〜2時30分	—	3日（水） 17日（水）	—
長崎保健所	生活習慣病（成人病）相談	午後1時30分〜2時30分	24日（木）	27日（木）	24日（木） 12日（金）
	栄養相談	—	4日（金）	8日（金）	5日（金）

お気付きですか？「こころの病」

皆さんは自分のこころの問題をどんなふうに見つめていますか？こころの病は自分には関係ない、あは弱い人間になる

病だ、と決めつけなくてください。ついこのあいだまで健康そうに見えた人が、ちょっとした拍子にこころの病気になるということがあるのです。

現代のように社会の変化が激しい時代では、肉体的・精神的な負担が重なりやすく、ストレスが気分や身体の不調として現れてきます。特に「うつ病」はその代表的な病気です。

けやき 60歳以上の区民の方へ

栄養教室

12月8日（火）午後1時30分〜3時 南長崎第二ことぶきの家

◇内容：部屋の換気と体の暖まる食事（講演と試食）◇講師：長崎保健所栄養士・環境衛生監視員◇費用：無料◇定員：45名（先着順）◇申込み：当日会場へ◇詳細：当館☎3950・8676※60歳未満の方でもどうぞ。

①健康体操教室

12月7日（月）平成11年3月15日までの毎月第1・3月曜日◇内容：ストレッチから音楽に合わせたリズム体操まで◇講師：小山とも子氏

②ストレッチ体操

12月2日（土）平成11年3月17日までの毎月第1・3水曜日◇内容：ストレッチ体操◇講師：春山まさ子氏

③とも子氏

12月2日（土）平成11年3月17日までの毎月第1・3水曜日◇内容：ストレッチ体操◇講師：春山まさ子氏

応援します

あなたのこころとからだの健康

◇詳細…各保健所へ

多いようです。

こころの病気で悩んだら、こころの専門家に相談を。なかなか他人にはわかってもらえないこうした相談は、一人で悩まず、医療機関や保健所に相談してください。保健所では保健師、心理などのこころの専門家が、解決に向けたお手伝いをしています。相談は随時受け付けていますが、医師による相談は予約が必要なものもあります。お気軽にお問い合わせください。

●人権特集

一人ひとりが 尊重される 社会を目指して

「人権」とは誰もが生まれながらにもつている権利であり、私たちが人間らしく、幸せに生きていくために必要不可欠なものです。基本的人権は、世界人権宣言や日本国憲法で保障されています。しかし、現実には私たちの身の回りでも、子どもに対するいじめや虐待、女性だから、障害者だから、被差別部落出身者だから、外国人だからと差別され、人権を侵害されることとが少なからず起きています。これらは、一日も早く解決されなくてはならない、社会の大きな課題です。

本特集では、人権問題に関わる様々なテーマについて取り上げてみましたので、皆さんも人権の大切さについてもう一度考えてみてはいかがでしょうか。

図詳細：企画課 ☎ 3981・4201

学校と家庭・地域社会が一体と

高齢者を大切にできる心を育てよう （1999年は国際高齢者年です）

今、全世界で人口の高齢化が進んでいることから、1999年を「国際高齢者年」とすることが国連で決められました。高齢者の「自立」をすすめる、社会の一員として様々な場に「参加」し、必要ときには家族や共同体の「ケア（介護と保護）」を受け、一人ひとりが「自己実現」を図り、「尊厳」される社会を形成するという国連原則により、世界中で取組が進められています。

「自立」「参加」「ケア」「自己実現」「尊厳」いずれもまだまだ多くの課題を抱えています。また高齢者の問題は、家族や地域の問題であり、社会・経済のあり方とも密接につながっています。国や地域の施策充実はもちろんのこと、社会全体で高齢者の問題に一層の取組を必要としています。

高齢者がいきいきと暮らせる社会こそ豊かな社会であり、すべての人が大切にされる社会といえます。

まずは、高齢者を大切にすることを育てることから始めましょう。（高齢者福祉課）

パートナーと本音で話そう （エイズ（後天性免疫不全症候群）の話題が出せますか）

AIDSの原因になるHIV（ヒト免疫不全ウイルス）というウイルスに感染した方の中に、恋人や夫・妻から感染した人がいます。

日本では、まだHIV抗体検査を受ける人は少なく、感染に気づかなかったり、他人ごとと思っている人が多いのです。さらに感染をした場合に、周囲から受ける差別や、受入れ拒否を恐れる心も強く、このことが、感染者を孤独にし、周囲の人々も不幸にしています。

皆さんは、身近にいる親しい人たちと、どのようなコミュニケーションをしていますか。たとえ親子、夫婦、恋人であっても、考え方や価値観は様々だと、実

感した経験はありませんか。例えば、現在パートナー（異性または同性）がいるあなたは、どこまで相手の気持ちを確かめたり、自分の考えを話すことができますか。

平等な社会とは、一人ひとりが個人の価値観を尊重し、受け入れ、認め合う社会のことです。病気を理解し合い、感染者が本音で生かされる社会を、私たちは望んでいます。

保健所では匿名・無料で検査をしたり、相談や、関係図書・ビデオ貸出しをしています。AIDSについて知りたいことがあるときや、考えてみようと思ったときに、ぜひご利用ください。（衛生部健康推進課）



このマークは国連が作成したもので、回転する曲線が高齢者の有する活力、多様性、助け合い、運動、発展を表しています。

障害者の完全参加と 平等を実現しよう

ノーマライゼーションという言葉をよく耳にします。「障害をもつ人も、もたない人も、社会の一員として、お互いに尊重し支え合いながら、地域の中で共に生活する社会こそが当たり前の（ノーマルな）社会である」という考え方です。

一歩の欠如による文化・情報面の障壁、そして障害者をひきよめざるべき存在としてとらえる等の意識上の障壁です。

豊島区では、平成5年2月に「豊島区障害者福祉計画」を策定し、これらの障壁を取り除くための施策を推進しています。

このノーマライゼーションの理念に沿い、障害をもつ人が地域の中で普通の生活をしようとすると、これを困難にする様々な障害が私たちの社会には存在します。

この障害者を取り巻く障壁には、4つの種類があるといわれています。交通機関、建築物等の物理的な障壁、資格制限等による制度的な障壁、点字や手話サ

ービスの欠如による文化・情報面の障壁、そして障害者をひきよめざるべき存在としてとらえる等の意識上の障壁です。

「豊島区障害者福祉計画」を策定し、これらの障壁を取り除くための施策を推進しています。

障害者の完全参加と平等の実現のためには、社会施設や支援体制の整備はもろろんのことですが、私たち一人ひとりが障害者に対する誤解や偏見をなくしお互いの心の壁を取り除くことが重要なかぎになります。日常的な触れ合いや交流の機会を大事にし、共に助け合い、支え合う関係を築いていきましょう。（障害者福祉課）

共に責任と利益を 担い合つていこう

男女共同参画社会基本法と女性の権利

男女共同参画社会を作るための条件作りとして、女性たちが長い間求めてきた「男女共同参画社会基本法」が、やっと実現しそうな気配となりました。さきこそ、審議会から政府に最終答申が出され、これから、政府の具体的な法案作りが始まるということです。

この基本法の最初に上げられているのが「人権を確立することです。」

基本法は平等社会への方針や理念を示すのが狙いです。今後は、基本法に照らして、様々な

環境保護への

なつて人権を考えよう 人権尊重の教育の推進

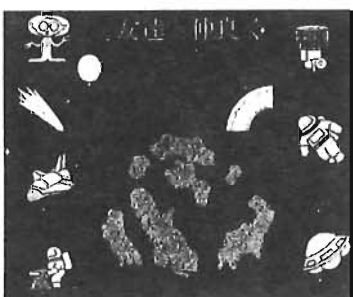
豊島区教育委員会は、学校教育の第一の目標として、「一人ひとりを大切にする教育」を掲げ、他人に対する思いやりの心や、自他の生命を尊重する態度の育成に努めるなど、人権尊重教育の推進を最重要課題としています。

各幼稚園・学校においては、子どもの悩みや不安などの心情をくみとり、安心して楽しい生活を送れるように、「いじめ」や「登校拒否」、「体罰」といった問題を根絶することを目標に、日々の教育活動に取り組んでいます。

また、東京都人権尊重教育推進校（池袋第五小学校、法務省・人権の花の取り組み（文成

互いに連携を一層深めていきたいと思います。

（指導室）



池袋第五小学校6年生が「人権」をテーマにパソコンを利用した作品です。

部落差別をなくそう

部落差別は、江戸時代に支配階級の政治的意図によって作られた身分制度に由来するものであり、その身分制度が廃止されてなお存在する深刻な人権問題です。

今も被差別部落（同和地区）出身者に対する就職差別や結婚差別、そして差別落書きなどが発生しています。

これまでも国や自治体等が一体となって部落差別問題（同和問題）解消に向けて取り組みを行っており、生活環境の改善や啓発活動において、一定の成果を挙げてきました。しかし、真に差別をなくすためには、人権に対する一人ひとりの理解と行動が必要です。

日本国憲法は、基本的人権を侵すことのできない永久の権利として保障しています。しかし私たちが一人ひとりが努力し続けなければ、いかなる自由も権利もこれを保持することは困難です。すべての人が同問題を白



こんな差別があるなんて、
ダメじゃないですか、人間諸君。

部落差別をなくしましょう。

法務省・全国人権擁護委員連合会・東京都人権擁護委員連合会

理解を深めよう

今、自動車による大気汚染や騒音、生活排水による河川等の水質汚濁、廃棄物の増加など、私たちの毎日の生活と深い係わりのある都市・生活型公害が大きな環境問題になっています。

また、地球の温暖化やオゾン層の破壊など国境を越え、将来の世代にも影響を及ぼす地球環境問題、さらには、ダイオキシン類や環境ホルモンなどによる環境汚染など、多くの環境問題が生じています。

私たちの世代が今までの大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした社会経済システムやライフスタイルを続けていけば、将来の世代の生存さえ脅かしかねません。

このような状況の中で、私たちの住む地域の、そして地球の環境を守り、育み、それをより

外国人に対する差別、 偏見をなくそう

豊島区には現在、中国をはじめアジア諸国の方を中心に、約1万3千500人（外国人登録者数）の外国人のひとたちが暮らしています。

そのなかで、歴史的な経緯や社会的背景あるいは、文化や生活習慣の違い、そして言葉の違いから、ときとして偏見を生み、誤解へ進み、差別という形で問題が生じることがあります。

例えば、差別発言や結婚や就職差別、賃金の不払いなど様々な形で現れています。

豊島区では、日本人区民と外国人区民とが、自然に共生できるまちづくりの実現を目指して外国人相談、外国語版情報紙の発行、日本語ひろば、通訳ボランティアの派遣や外国人の区政

とです。無論、この人権は、女性の権利のみではなく、すべての人の人権尊重を意味しますが、特に女性への「性暴力」の廃絶を訴えています。

日本では、夫の妻に対する家庭内暴力は、女性たちが語り始めることで初めて大きな社会問題とすることができました。さらに、平成11年からは、改正さ

平成10年度全国中学生人権作文コンテスト 東京都大会奨励賞受賞作品

「私も頑張ろう」

先日、車いすの体験学習と身体障害者の中村さんの話をお聞きする特別授業がありました。私は、中村さんの話を聞いてとても感動し、人間の素晴らしさを学びました。

18歳の時、突然の事故に遭い、大手術の後歩くことができなくなった中村さんは、一度は死のうとしたのですが、立ち直ったそうなのです。人間は突然歩けなくなったりした場合は、本当に死のうと思ってしまう程希望を失うものなのか、と思いました。中村さんは事故に遭う前は、100メートルを12秒で走るというスポーツマンだったそうですから、なおさらよく頑張ったのだと思います。

でも、その頃つき合っていた一人の女性や家族のために頑張ってきたという気持を、私は、恋人や家族を思う中村さんの心の強さと頑張り、人間の尊厳を感じ胸を打たれました。それから、私は何人かの友達と一緒に、実際に街へ出て車いすに乗ってみました。体験学習で学校の体育館で乗ったときは、「楽しい」「面白い」としか思いませんでした。けれど、街へ出てみると、とても大変だということを実感しました。

車が来ると、急いで隅の方に寄らなくてはなりません。歩いているときはどうやって通るのかわかりませんが、車いすだと隅の方に寄るのも難しく、車が通ってからも、隅の方は道路が少し下り坂になっているので、そこから進むのにも手こずりました。こういうことは、普段歩いているときは全く気づきませんが、車いすに乗っていると、よく分かりました。

また、腕の力をとても使うなと思いました。学校から、車いすを、近くの福祉センターまで、乗りながら返しに行ったのですが、距離

真和中学校3年 坂内 彩

はそれ程なのに着いたらとても腕が痛くて疲れてしまいました。そんな私に比べて、中村さんのように下半身に障害をもった人は、毎日車いすで生活しなくてはなりません。しかも、中村さんは片腕しか使えません。ほんの少し走っただけで疲れてしまった私には、すごい！とは思えませんでした。でも、中村さんも初めて車いすに乗って生活したときは、きっと、慣れない生活に精神的にも肉体的にも疲れたのではないかと思います。けれど、それにも耐えて今まで頑張ってきた中村さんは、本当に素晴らしいと思いました。

それから、目の高さも普段と違って、とても低く、怖い思いを感じつつ、車いすを走らせていました。

ところで、私のまわりの友達で何人か、変な行動をした人に対して「しん」と言っていて、はやしたてる人がいます。「しん」とは身体障害者を差別した言い方です。最近ではあまり聞きませんが、一年や二年の頃、よく耳に入りました。「しん」と言っている人は、よく耳に入らないことは、身体障害者の人たちを差別しているだけなく人間を侮辱していることです。足に障害をもち、走れなくても、車いすに乗ってバスを乗る人たちがいます。目が見えなくてもピアノを弾いている人もいます。ハンデはあるけれど、私たちと同じようにスポーツも楽器演奏もできるのです。

いろいろな障害がある人と人種や民族が違う人と人間は皆同じ、かけがえのない存在です。だれもが侵すことのできない人権をもっているのです。

身体障害者の人たちは、私の何倍も頑張って生活しています。私も、小さな事にめげず、何事にも頑張って生活したいと思っています。

第10回ふくしまつり

「障害者の日を記念し、今年も障害者の作品展示、障害者団体によるパサーや施設の紹介など楽しいイベントを開催します。12月6日(日)午前10時～午後3時 区民センター、ECOとしま(生活産業プラザ)、中央保健福祉センター、豊島公会堂、中池袋公園と周辺道路。主催：豊島区、社会福祉協議会

●詳細：社会福祉協議会 ☎3984・9375、障害者福祉係 ☎3981・1766、心身障害者福祉センター ☎3953・2811、☎3953・9441

●シンポジウム「トモニ生きる」様々な立場のシンボジストが、豊島区の福祉事情のこれから(未来)について提言し、来場者からも発言をいただくという楽しくも、まじめな企画です。12月6日(日)午後3時30分～5時 豊島公会堂。コーディネーター：淑徳大学助教授 渡辺洋一氏。シンボジスト：山田火砂子氏(映画「はだしのゲン」制作・監督)、石川太朗氏(前高田中学生PTA会長)、平田俊夫氏(長崎第二豊寿園の元利用者家族)、中村 稔氏(福祉作業所利用者)。

イベント案内		
会 場		内 容
区民センター	1階	楽しいミニステージ、社会福祉協議会コーナー(「あなたの絵がカレンダー」投票会場)、休憩コーナー
	4階	遊びのひろば(おもちゃ図書館、さわる絵本、影絵、鉄道模型を動かそう他)
	5階	心身障害者福祉センター・福祉作業所・生活実習所・各団体の活動紹介、作品展示コーナー、バザー会場、福引抽選会会場
ECOとしま	7階	大バザー会場
	8階	体験ひろば(点字体験他)、大バザー会場

中央保健福祉センター／福祉機器の展示他
中池袋公園と周辺道路／福祉車両の展示、模擬店、休憩コーナー他※雨天の場合は各コーナーに変更あり。



利用者、椎名有徳氏(民生児童委員)が「手話コーラス」道和中学1年生来場者には記念品を用意しています。

●「あなたの絵がカレンダー」の投票会場

「トモニ生きる」をテーマに公募していた図画、イラストの入賞作品を展示します。来場者の投票により、これらの作品の中から優秀作品4点を決定し、1999年度の豊島区社会福祉協議会カレンダーに採用します。

投票時間：午前10時～午後1時30分 投票会場：区民センター1階※投票者には景品進呈、優秀作品の投票者には、抽選で豪華景品進呈※優秀作品発表会レモニーは当日午後2時20分から豊島公会堂で行います。

12月9日は「障害者の日」です。障害者の日は、国連総会で障害者の権利宣言が採択された日を記念して、障害者問題の理解と認識を深め、障害者福祉の推進を図るため、平成5年12月3日に障害者基本法に定められました。

さらに、平成7年度から毎年12月3～9日までの1週間を「障害者週間」として、障害者自らの自立と社会参加への意欲、国民の障害者問題に対する理解と認識をより一層高めるための期間としました。

リボンサービス 説明会

日常生活でお困りの高齢者や障害者をおもちの方等にお手伝いをする会員制の有料在宅福祉サービスの利用、協力をお考えの方はご参加ください。

12月2日(水) 午前10時～正午 区民センター5階第7会議室
申込み・詳細：社会福祉協議会在宅サービス係 ☎3981・9250、☎5950・1239

12月から7品目9分別の資源分別回収パイロットプランの実施地域を拡大します

平成7年度に南長崎地区から開始し、12月からは新たに次の5町会の地域を加えます。今年度中には区内の約53%の地域で実施します。

12月実施町会地域・回収品目・回収日：下表のとおり

回収場所：ごみ集積所の隣接地(容器設置場所が狭い等容器が置けない場所を除く)資源の出し方：(紙類・牛乳パック・古布)①紙類は新聞紙・雑誌・段ボール・その他の紙(厚紙製の箱・包装紙等)に分け、それぞれ十文字に縛って牛乳パック専用回収容器の回りに出してください②牛乳パックは開いて乾かし、専用回収容器に入れてください③古布は半透明のビニール袋に入れ「古布」と書いて牛乳パック専用回収容器の回りに出してください(びん・缶・トレイ・ペットボトル)①軽く洗ってから、それぞれ分別して専用回収容器に入れてください②ペットボトル・缶はできる限りつぶして出してください③飲料用・食品用のものに限り回収

	可燃系資源 紙類、牛乳パック、古布		不燃系資源 びん、缶、トレイ、ペットボトル	
	回収品目	回収日	回収品目	回収日
西山町会	第1回収日	12月5日(土)	第1回収日	12月2日(水)
	第2回収日	19日(土)		16日(水)
池袋本町南町会 池袋本町一丁目町会 池袋本町中央町会 池袋本町二丁目町会	第1回収日	12月1日(水)	第1回収日	12月2日(水)
	第2回収日	15日(水)		16日(水)

※紙類=新聞紙、雑誌、段ボール、その他の紙(厚紙製の箱・包装紙等)

コンポスト化処理容器をあっせんしています

区では、ごみの減量とリサイクルを進めるため、区内在住の皆さんに、生ごみをリサイクルするコンポスト化処理容器を安価(定価の2/3引き程度)であっせんしています。この容器に生ごみや落葉、雑草などを入れると発酵分解により約2～3か月でたい肥化し、菜園やプランターなどに利用できます。



申込み・詳細：リサイクル計画係(カタクグと申込書を送付します) ☎3981・1601 ※容器は業者がご自宅へ配達します。

高田・雑司谷・日出小学校の統合に伴う新小学校は、新校舎建設の間現高田小学校の位置に設置します

本年度第9回教育委員会において、新小学校は、平成13年度～15年度までの3年間は、現高田小学校の位置に設置することになりました。なお、16年度以降は現雑司谷中学校の跡に新校舎を建設し、移転する予定です。

詳細：学校適正配置主査 ☎3981・1371

「防災再開発地区」指定のための住民説明会

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、防災上危険な密集住宅市街地を計画的に整備するため、「密集住宅市街地における防災街区の整備に関する法律(密集整備法)」が昨年11月に施行されました。

下表地区で「居住環境総合整備事業」を行い、老朽住宅等の建て替え促進や広場整備を進めてきました。さらに防災性の向上を図るために当該地区を密集整備法による「防災再開発促進地区」に指定し、防災性の向上を図り、災害に強いまちづくりを進めていきたいと考えています。

今回、この地区を指定して、各種事業制度等を活用するためには、都知事の決定する都市計画のマスタープランに位置づける必要があります。

都市計画の手続に当たり、皆さんのご意見を伺いたく、説明会を開催します。

多くの方のご参加をお待ちしています。

寄附の禁止

政治家(候補者、候補者になろうとする者および現に公職にある者)が選挙区内にある者に対して寄附をすること(政党や親族に対してするものおよび政治集会に関する必要やむを得ない実費の補償は除かれます)は、いかなる名義をもってするものであっても禁止されています。いかなる名義をもってするものとは政治家の政治活動や通常の社交上の寄附であつても禁止され、次のものを除きすべて罰則の対象となります。

- ①政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀
- ②政治家本人が自ら出席する葬式や通夜における香典

ただし、①や②であっても、選挙に際してなされた場合や通常一般の社交の程度を超えている場合は罰則の対象となります。

※ここでいう祝儀とは金銭、あるいは品物で、香典は金銭に限られると解されています。

なお、政治家以外の者が、政治家名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されます。

また、何人も政治家に対し寄附を要求したりすることも禁止されており、政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で寄附の勧誘や要求をすると罰則の対象となります。

Q & A

Q・政治家が妻や後援会の名義で寄附することはできますか。

A・政治家がする寄附は、名義のいかんを問わず罰則をもって禁止されています。

Q・町内会の役員等が、町内にいる政治家に祭の寄附の勧誘・要求をすることはできますか。

A・できません。

も禁止されています。いかなる名義をもってするものとは政治家の政治活動や通常の社交上の寄附であつても禁止され、次のものを除きすべて罰則の対象となります。

- ①政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀
- ②政治家本人が自ら出席する葬式や通夜における香典

ただし、①や②であっても、選挙に際してなされた場合や通常一般の社交の程度を超えている場合は罰則の対象となります。

※ここでいう祝儀とは金銭、あるいは品物で、香典は金銭に限られると解されています。

なお、政治家以外の者が、政治家名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されます。

また、何人も政治家に対し寄附を要求したりすることも禁止されており、政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で寄附の勧誘や要求をすると罰則の対象となります。

Q & A

Q・政治家が妻や後援会の名義で寄附することはできますか。

A・政治家がする寄附は、名義のいかんを問わず罰則をもって禁止されています。

Q・町内会の役員等が、町内にいる政治家に祭の寄附の勧誘・要求をすることはできますか。

A・できません。

政治家名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されます。

また、何人も政治家に対し寄附を要求したりすることも禁止されており、政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で寄附の勧誘や要求をすると罰則の対象となります。

Q & A

Q・政治家が妻や後援会の名義で寄附することはできますか。

A・政治家がする寄附は、名義のいかんを問わず罰則をもって禁止されています。

Q・町内会の役員等が、町内にいる政治家に祭の寄附の勧誘・要求をすることはできますか。

A・できません。

政治家名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されます。

また、何人も政治家に対し寄附を要求したりすることも禁止されており、政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で寄附の勧誘や要求をすると罰則の対象となります。

Q & A

Q・政治家が妻や後援会の名義で寄附することはできますか。

A・政治家がする寄附は、名義のいかんを問わず罰則をもって禁止されています。

Q・町内会の役員等が、町内にいる政治家に祭の寄附の勧誘・要求をすることはできますか。

A・できません。

日常生活でお困りの高齢者や障害者をおもちの方等にお手伝いをする会員制の有料在宅福祉サービスの利用、協力をお考えの方はご参加ください。

12月2日(水) 午前10時～正午 区民センター5階第7会議室
申込み・詳細：社会福祉協議会在宅サービス係 ☎3981・9250、☎5950・1239

日常生活でお困りの高齢者や障害者をおもちの方等にお手伝いをする会員制の有料在宅福祉サービスの利用、協力をお考えの方はご参加ください。

12月2日(水) 午前10時～正午 区民センター5階第7会議室
申込み・詳細：社会福祉協議会在宅サービス係 ☎3981・9250、☎5950・1239

日常生活でお困りの高齢者や障害者をおもちの方等にお手伝いをする会員制の有料在宅福祉サービスの利用、協力をお考えの方はご参加ください。

12月2日(水) 午前10時～正午 区民センター5階第7会議室
申込み・詳細：社会福祉協議会在宅サービス係 ☎3981・9250、☎5950・1239

対象地区	日程	時間	会場
池袋本町周辺地区(駒込三・六・七丁目、東池袋五丁目、西池袋四丁目1～4番)	12月3日(木)	午後7時～8時30分	池袋まちづくりセンター(駒込6-29-5)
上池袋地区(上池袋全域)	10日(木)		上池袋まちづくりセンター(上池袋2-26-7)
南長崎二・三丁目地区(南長崎二・三丁目全域)	17日(木)		第七出張所会議室(南長崎4-29-10)

12月1日から ファミリー・サポート・センターの 援助活動が始まります

区では、「子ども・家庭支援費
島プラン」(豊島区児童福祉計
画)に基づき、子どもと子育て
中の家庭を応援する施策を推進
しています。ファミリー・サポ
ート・センターは、子育てを頑
張っているお母さん、お父さん
(利用会員)の「困ったな、ちょ
っと助けて」のときに、近所の
子育ての手助けができる方(援
助会員)を区(事務局)が紹介
する会員組織です。

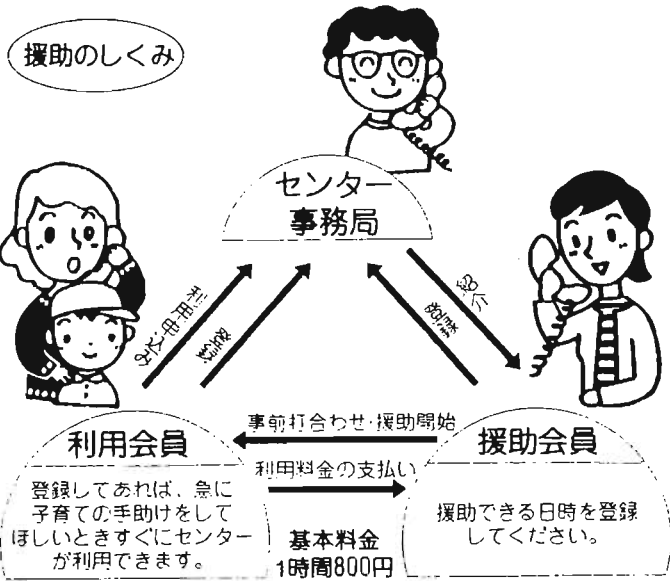
◆援助活動の内容:
①保育施設の保育開始時間まで
の保育
②保育施設の保育終了後の保育
③保育施設へお子さんを送迎
④学童保育終了後の保育
⑤学校の放課後の保育
⑥集団保育には適さない病児回
復期の保育
⑦その他会員のためにセンター
が必要と認めた援助

◆利用できる方:会員登録が済
んでいる方

◆申込み:
利用会員は援助を希望する
とき、センター事務局へ電話で①
会員番号・氏名②利用希望日
③利用内容をお知らせください。
◆援助する方の紹介:
センター事務局が援助会員
(登録制)の中から希望に合う方
を探し、紹介します。なお、援
助会員を紹介できない場合もあ
りますのでご了承ください。

※援助会員、利用会員は援助活
動の前に必ず事前打ち合わせを
してください。事前打ち合わせ
をしない援助活動は認められま
せんので、利用会員は希望の日
時より余裕をもって申し込みを
してください。

◆利用料金の支払い:
援助活動終了後、援助会員は
活動報告書を作成し、利用会員
の確認印をもらいます。利用会
員は活動報告を確認後、援助会



としま国際交流 ともだちになる「ふれあい98」

豊島区と18の民間国際交流団
体が共同で開催します。当日は、
外国語通訳ボランティアが日本
語を話さない外国人の方のため
に会話のお手伝いをします。

11月28日(日) 午前10時～午後
5時 区民センター(内容:
「資料展示/展示即売コーナー」
区の国際交流事業や国際交流団
体の活動内容紹介。草の根貿易

歳末たすけあい募金に ご協力をお願いします

今年も12月1～31日まで全国
的に歳末たすけあい運動が行わ
れます。区民の皆さんへは各町
会・自治会を通じて「歳末たす
けあい募金」をお願いしていま
す。皆さんの募金は、区内
の要援護世帯・ひとり暮らし高齢者
へのお見舞金や福祉サービスの
一層の充実を図るための地域福
祉活動等に使われます。運動
の趣旨をご理解いただき、ご協
力ををお願いします。

◆詳細:社会福祉協議会 ☎39
81・2930、☎5950・
1239

赤十字
家庭看護
講習会 12月

◆日程等:右下表のとおり
対象:講習会の全日程を欠席、
遅刻、早退なく受講できる満15
歳以上の方(費用:無料(ただ
し、正規のみ保険料200円負担))
◆定員:25名(申込み多数の場合
抽選)◆申込み・詳細:往復
はがきの往復裏面に氏名(ふり
がな)、生年月日、年齢、住所、
電話番号、職業、希望する講習
コース名を記入し、返信用に住
所、氏名を明記のうえ、各コー

正規講習会(一般家庭看護) ◆時間:午前10時～午後4時

コース名	日 程	締切日
J1 (4日間)	12月8日(火)・10日(木)・15日(火)・17日(木)	12月3日
J2 (4日間)	12月9日(水)・11日(金)・16日(水)・18日(金)	

短期講習会(一般家庭看護) ◆時間:午後1時30分～4時

コース名	日 程	内 容	締切日
J3	12月14日(月)	冬場の事故に備えて～脳卒中・のどに もちが詰まったときの応急手当等～	12月9日

◆会場:日本赤十字社東京都支部5階講習室(JR山手線新大久保駅徒歩10分)

スの締切日(必着)までに「千
169・8540 日本赤十字社東
京都支部事業部救護課家庭看護
係」へ ☎5273・6746

消費生活講座 「暮らしの中の 環境ホルモン その危険な作用」 (保育付き)

わたしたちの暮らしの中で使
用しているカップ麺や缶詰の
容器、食品ラップ、化粧品、ほ
乳ビン、玩具などの生活用品に
は、様々な化学物質が使われて
います。化学物質の中には、生
物の体内に入るとホルモンの働
きをかく乱させ、生殖機能、免
疫機能、脳細胞にまで影響を及
ぼすものがあることがわかって
きました。生存に関わる重大な

促進させるために、整備に要す
る経費を助成しています。
高齢の方も若い方も、障害を
もつ方もたない方も、誰もが
自立し、安心して円滑に施設を
利用できるように、建築主等の
方は、福祉環境の整備・改善の
ご協力をお願いします。

◆詳細:指導課庶務 ☎398
1・4949

スポーツ

温水プールを臨時休業します

雑司が谷体育館温水プールを
特別清掃および水の入替えの
ため12月22日(火)～28日(月)まで臨
時休業します。なお、12月21日
(月)が最終日で、新年は1月5日
(火)から通常どおり営業します
◆詳細:当館 ☎3590・12
52

問題、環境ホルモン(内分泌か
く乱物質)を学びます。
12月17日(木) 午前10時～正午
E・C・Oとしま(生活産業プラ
ザ)◆対象:区内在住、在勤、
在学の方◆講師:毎日新聞社
小島正美氏◆費用:無料◆定員
:50名(申込み多数の場合抽
選)◆保育:1歳半以上(申込
み時に予約)

◆申込み・詳細:電話またはフ
ァクスで12月4日までに消費生
活係 ☎5992・7015、
☎5992・7024

身近な環境 ⑤ 生活騒音

生活騒音とは、日常生活に伴
って発生する音で、近隣に迷惑
となる騒音を生活騒音といいま
す。生活様式の違いや、ちよっ
とした気配りが足りなかったた
めに、近隣へ被害を与えている
ことがあります。

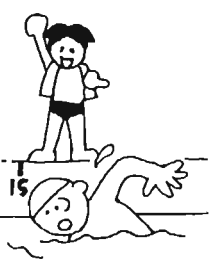
生活騒音を減らすために:
①家庭での心掛け(音を出すとき
は近所への気配りを。もしも被
害にあったら、直接相手に苦情
内容を整理して、冷静に相手方
に改善を申し入れましょう。も
しも苦情を言われたら、自分が
問題発生の原因者であることを
自覚して「誠意をもって話し合
う姿勢」が問題解決の第一歩で



騒音計の貸出し:身近な音
の大きさを知ってもらうため
に騒音計の貸出しを行っています。
当係へご相談ください。
◆詳細:公害対策係 ☎398
1・2772

総合体育場(野球場、庭球場) を休場します

改修工事および定期整備のため、
野球場と庭球場は平成11年
2月8日(月)～27日(土)まで休場し
ます。
◆詳細:当体育場 ☎3971・
0094



(□は個人公開、■は学校、団体貸切利用)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
午前9時30分～ 11時30分	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
午後1時～3時	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
午後3時30分～ 5時30分	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
午後6時30分～ 8時30分	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

12月
西池袋温水プール個人公開予定
※駐車場がありませんので、自
動車でのお来場はできません。
◆詳細:当プール ☎3981・
6468

催し



豊島区美術家協会作品展

豊島区美術家協会会員の描く作品の数々をお楽しみください。区内の名所を描いた作品も展示しています。

12月2日(水)～7日(月) 午前11時～午後6時30分(最終日は午後5時まで、6日は正午～午後5時)
池袋画廊(池袋2の2の1 池袋西口丸井前ウィックビル地下1階) 費用：無料
主催：豊島区美術家協会
後援：教育委員会 詳細：当協会事務局 矢野 3957・5412



大学公開講座

①学習院大学「少ない資源消費で豊かな暮らし」
②フアクトー10「21世紀の経済、社会、科学技術」
環境破壊の影響は年々増加し、21世紀の科学の課題は、いかにエネルギーの増加を減らし、福祉に貢献するかにあります。この講座では、福祉に奉仕する科学技術について考えてみます。

11月28日(土) 午後2時～4時
学習院大学西5号館3階302号室
講師：理学部教授 後藤幹保氏、全OECID化学部部長 F・シュミット・ブレイク氏
定員：100名

③立教大学「この国の子どもたち」
これからの親子関係・家庭の未来をさぐる。
いま、子どもたちは子どもに必要な「子ども時代」さえ奪われようとしています。これからの子どもたちは、この現実をどう見つめ、どう生きていくべきかを「ヨカッタさがし」の視点で考えてみましょう。

12月4日(金) 午後6時30分～8時30分
立教大学9号館大教室
講師：立教大学コミュニケーション福祉学部助教授 浅井春夫氏
費用：無料 定員：50名
④とも 詳細：社会教育係 3981・1189



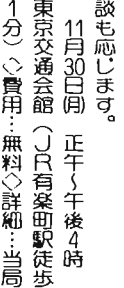
ピアノ 熊本マリ



指揮 バスカル・ヴェロ



大女優ベル・ボイトリン、16歳のときの恋人、身分の違いから別れた波瀾万丈の人生物語。
平成11年2月4日(木)・6日(土) 午後6時30分開演、7日(日) 午後1時開演 東京芸術劇場中ホール
費用(区民特別料金)：5千円(一般料金7千500円) 全席指定
※申込みは、①とも区内在住、在勤、在学の方に限らせていただきます。11月26日、午前9時から販売。郵送はできません。



区民でつくる第九演奏会
12月12日(土) 午後6時30分開演(30分前開場) 東京芸術劇場大ホール
出演：指揮 坂本和彦、ソプラノ 安達さおり、アルト 藤井奈生子、テノール 於保郁夫、バス 工藤博、管弦楽 東京音楽大学シンフォニーオーケストラ、合唱 豊島区民第九合唱団
曲目：ウェーバー「魔弾の射手」序曲、ベートーヴェン「交響曲第九番ニ短調、ヘンデル「メサイア」ハレルヤコーラス
費用：S席2千円、A席千500円、B席千円

としま区民名作鑑賞会
①中国伝統劇の京劇 霸王別姫(漢楚の戦い) 家の頂上と柔の劉邦の戦い。中国時代劇をお楽しみください。平成11年3月12日(金) 午後7時開演、13日(土) 午後1時30分開演 サンシャイン劇場
費用(区民特別料金)：S席6千円(一般料金9千500円)、A席4千500円(一般料金7千500円)
②ブロードウェイ・ミュージカル「リトル・ミー」 大女優ベル・ボイトリン、16歳のときの恋人、身分の違いから別れた波瀾万丈の人生物語。平成11年2月4日(木)・6日(土) 午後6時30分開演、7日(日) 午後1時開演 東京芸術劇場中ホール
費用(区民特別料金)：5千円(一般料金7千500円) 全席指定
※申込みは、①とも区内在住、在勤、在学の方に限らせていただきます。11月26日、午前9時から販売。郵送はできません。

官公署



施設名	2月休館日	申込方法
豊島荘(熱海)	無休	受付…専用往復はがきで12月1～10日(必着) 抽選…12月15日(日) 午前9時から 本庁舎4階第8会議室
秀山荘(山中湖)	9、10	空室予約…12月25日(金) 午前9時から 本庁舎4階第8会議室 電話予約…12月28日(月) 午前9時から 区民施設係
猪苗代四季の里	無休	※空室状況は、上記空室予約受付の3日前(土・日、祝日を除く)に、区民施設係窓口に掲示します。 ※グループ、団体の利用者は、代表者1名でお申し込みください。2枚以上の複数申し込みは失格になります。左記施設1カ所のみお申し込みください。 ※利用できる方は、全員が豊島区民で2名以上です。四季の里は区内在住、在勤、在学の方で2名以上です。 ※秀山荘、四季の里の申込みは、専用はがきでそれぞれお申し込みください。秀山荘、四季の里のテニスコートは、冬季は使用できません。 ※四季の里周遊観光バス運行予定はありません。 ※四季の里は移動教室のため2月1～4、8～9、15～18日は利用できません。
南風荘(箱根)	未定	
プラザホテル(鬼怒川)	無休	
旅館だにがわ(谷川)	無休	

保護所等 宿泊施設 2月分利用案内 詳細：区民施設係 3981・4623

人口と世帯数

	平成10年11月1日現在	前年同月比
人口総数	247,644	(+43)
住民基本台帳による人口	233,959	(-93)
男	116,976	(+28)
女	116,983	(-121)
外国人登録人口	13,685	(+136)
世帯数(住民基本台帳)	125,522	(+11)

平成10年11月1日現在()は前年同月比
人口総数 247,644 (+43)
住民基本台帳による人口 233,959 (-93)
男 116,976 (+28)
女 116,983 (-121)
外国人登録人口 13,685 (+136)
世帯数(住民基本台帳) 125,522 (+11)

材料作、ローワーク、規律行動訓練、非常炊出実習、総合演習
定員：各40名 申込み：①は12月1日～平成11年1月30日、②は2月1日～3月6日までに当会事務局へ、資料請求 詳細：「千鶴」8540 赤十字救護ボランティア活動推進連絡会事務局 3952/3・5744
●財東都老人総合研究所から老年学公開講座「お年寄りのコミュニケーション」の開催 11月27日(金) 午後1時15分～4時30分 朝日生命ホール(JR新宿駅西口) 費用：無料 定員：100名(先着順) 申込み：不要 詳細：当所 3964・3241
●財東都環境衛生営業指導センターから お店の経営上「困ったこと」「知りたいこと」等相談を相談日時：毎週月曜(金曜) 午前10時～午後4時(祝日を除く) 相談員：公認会計士、弁護士、中小企業診断士、税理士など 費用：無料 来所、電話、文書のいずれも受け付けます 詳細：当センター 3445・8751
●財東都第4期受訓生募集 平成11年1月8日(金)～3月23日(火) 丸の内キャンパス(JR有楽町駅徒歩3分) 資格：都内在住、在勤の18歳以上の社会人 講座内容：①江戸・東京市民の行楽と旅 ②江戸・東京市民の行楽と旅 ③江戸・東京市民の行楽と旅 ④江戸・東京市民の行楽と旅 ⑤江戸・東京市民の行楽と旅 ⑥江戸・東京市民の行楽と旅 ⑦江戸・東京市民の行楽と旅 ⑧江戸・東京市民の行楽と旅 ⑨江戸・東京市民の行楽と旅 ⑩江戸・東京市民の行楽と旅 ⑪江戸・東京市民の行楽と旅 ⑫江戸・東京市民の行楽と旅 ⑬江戸・東京市民の行楽と旅 ⑭江戸・東京市民の行楽と旅 ⑮江戸・東京市民の行楽と旅 ⑯江戸・東京市民の行楽と旅 ⑰江戸・東京市民の行楽と旅 ⑱江戸・東京市民の行楽と旅 ⑲江戸・東京市民の行楽と旅 ⑳江戸・東京市民の行楽と旅 ㉑江戸・東京市民の行楽と旅 ㉒江戸・東京市民の行楽と旅 ㉓江戸・東京市民の行楽と旅 ㉔江戸・東京市民の行楽と旅 ㉕江戸・東京市民の行楽と旅 ㉖江戸・東京市民の行楽と旅 ㉗江戸・東京市民の行楽と旅 ㉘江戸・東京市民の行楽と旅 ㉙江戸・東京市民の行楽と旅 ㉚江戸・東京市民の行楽と旅 ㉛江戸・東京市民の行楽と旅 ㉜江戸・東京市民の行楽と旅 ㉝江戸・東京市民の行楽と旅 ㉞江戸・東京市民の行楽と旅 ㉟江戸・東京市民の行楽と旅 ㊱江戸・東京市民の行楽と旅 ㊲江戸・東京市民の行楽と旅 ㊳江戸・東京市民の行楽と旅 ㊴江戸・東京市民の行楽と旅 ㊵江戸・東京市民の行楽と旅 ㊶江戸・東京市民の行楽と旅 ㊷江戸・東京市民の行楽と旅 ㊸江戸・東京市民の行楽と旅 ㊹江戸・東京市民の行楽と旅 ㊺江戸・東京市民の行楽と旅 ㊻江戸・東京市民の行楽と旅 ㊼江戸・東京市民の行楽と旅 ㊽江戸・東京市民の行楽と旅 ㊾江戸・東京市民の行楽と旅 ㊿江戸・東京市民の行楽と旅